

平成 20 年 5 月 8 日

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の 民間開放について

府省名：文部科学省

1. 「公共サービス基本方針」改定を受けての措置

「公共サービス改革基本方針」改定の閣議決定が平成19年10月26日になされ、その別表において文部科学省が実施する統計調査業務について「文部科学省所管のすべての指定統計調査について、地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成20年3月までに講じる。」とされた。

これを受けて文部科学省では以下の措置を講じたところである。

民間委託の現状等についての調査の実施等

今般の閣議決定に先立ち、文部科学省では地方公共団体における民間委託の現状等を把握するため、都道府県統計主管課及び都道府県教育委員会調査統計主管課に、法定受託事務として行っている事務の民間委託の現状及び民間委託に関する要望等の調査を実施（平成19年9月）し、その把握を行った。

[※調査結果については第8回統計調査分科会に資料提出済]

また、都道府県教育委員会調査統計主管課に対して、「統計調査の民間委託に係るガイドライン（平成19年5月30日改正）」を送付（平成19年9月26日付け）し、周知を図った。

調査説明会等での趣旨説明

14都道府県教育委員会調査統計・広報主管課長会議を始めとする次の会議等において、都道府県統計主管課及び都道府県教育委員会等に対し「公共サービス改革基本方針の概要」を説明するとともに「統計調査の民間委託に係るガイドライン」に沿って、民間委託の推進について理解を求めたところである。また、学校基本調査説明会においては、都道府県において既に民間委

託を行っている業務内容を紹介するなど、民間委託推進に向けた意見交換を行った。なお、平成20年度に実施する「社会教育調査」についても、各都道府県の実情に応じた民間事業所の活用に向けた検討を依頼したところである。

- ・ 14都道府県教育委員会調査統計・広報主管課長会議（平成19年11月9日）
- ・ 学校基本調査におけるシステム移行等に関する説明会（平成19年12月3日）
- ・ 平成19年度全国生涯学習・社会教育主管部課長会議（平成20年1月30日）
- ・ 平成20年度学校基本調査説明会（平成20年2月）

統計調査委託費の積算見直し

政府統計共同利用システムのオンライン調査システムへの移行等に伴い、電算処理方法が変更となり、「学校基本調査」に係る調査委託費について、その積算内容の見直しを行った。

新システムでは、全調査票データはオンライン調査システムを通して提出することとなり、紙で提出された調査票のデータ入力方法を、従来の電算処理の中での「データパンチ」から電子調査票への「データ代行入力」に変更する必要が生じたため、民間事業者への委託を基本とした積算に見直したところである。

また、システム移行に伴う問い合わせ等に都道府県において適切かつ効率的に対応するため、「ヘルプデスク」を民間に委託して設置することが可能な積算に見直す等、各都道府県の実情にあわせて民間委託を推進できるような統計調査委託費の積算内容としたところである。

2. 今後の当該調査の民間開放についての考え方

引き続き、オンライン調査の利用促進を図るとともに、各都道府県の実情を踏まえ業務の効率性を高めるため、現在措置している委託費の範囲内で、民間委託が可能な業務について民間委託を推進することとしている。